

議 事 録

会議名	令和4年度第1回寒川町情報公開審査会 令和4年度第1回寒川町個人情報保護審査会		
日 時	令和4年7月27日(水)14:00～15:00	開催形態	非公開
場 所	本庁舎3階 議会第1会議室		
出席者	委 員：長谷川、山邊、三澤、小島 事務局：野崎(総務部長)、伊藤(総務課長)、 辻井(行政管理担当主査)、武田(行政管理担当)		
議 題	(1)議事録承認委員の指名 (2)個人情報の保護に関する法律の改正に伴う寒川町個人情報保護法施行条例の 制定等について(意見の照会) (3)その他		
決定事項	(1)議事録承認委員に三澤委員、小島委員を指名。 (2)個人情報の保護に関する法律の改正に伴う寒川町個人情報保護法施行条例の 制定等について(審査手続に係る事項に関する部分)、意見無し。		
議 事	別紙のとおり		
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う審査手続に係る意見について(照会) 【別紙1】_寒川町個人情報保護法施行条例(案) 【別紙2】_寒川町個人情報保護審査会条例(案) ・ 資料番号1: 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度への対応について ・ 資料番号2: 公的部門(国の行政機関等・地方公共団体等)における個人情報保護の規律の考え方(令和3年個人情報保護法改正関係) 		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	三澤 正美 小島 輝雄 (令和4年8月15日確定)		

議 事 の 経 過

1. 開会 伊藤総務課長

2. あいさつ 野崎総務部長・長谷川会長

※ 事務局より、寒川町情報公開審査会規則第3条第2項及び寒川町個人情報保護審査会規則第3条第2項に基づき、委員半数以上の出席により会議の成立要件を満たしていることを報告。

※ 総務部長より会長へ、議事第2号に係る町長からの意見の照会文書を手交した。

3. 議事

第1号 議事録承認委員の指名

三澤委員及び小島委員を指名した。

第2号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う寒川町個人情報保護法施行条例の制定等について（意見の照会）

【説明】 事務局より、資料に基づき説明。

【質疑】（凡例） ◎：委員、 →：事務局

◎ 議会が改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「改正法」という。)の適用から除外された背景は。

→ もともと行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律においても国会や裁判所は自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、同法の規律の対象外とされていた。そのため国会や裁判所と同様の性質をもつ地方公共団体の議会においても同様の理由で改正法の規律の対象外となっている。

◎ 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿の違いは。

→ 帳票作成の対象が、個人情報が記録されているデータそのものに対してか、個人情報を取扱う事務に対してかの違いである。町民税の課税事務を例にすると、今までの個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)では「町民税課税事務」として事務ごとに帳票を作成していたが、個人情報ファイル簿は事務単位でなく課税するための情報をまとめたもの、例えば課税台帳や納付台帳など、個人情報を記録したデータに対し帳票を作成することになる。帳票の内容については大きな差はない。

◎ 今あるデータをそのままファイルとして備えるということか。

→ 登録簿は事務に対して帳票を作成していたが、個人情報ファイル簿は町が保有す

る個人情報を記録したデータに対して帳票として作成するため、登録簿は破棄し、個人情報ファイル簿として新たに帳票を作成することになる。

- ◎ 議会として新たに条例を作成する予定はあるのか。
 - 議会として個人情報保護に関する条例を制定する方向で検討中であると聞いている。

- ◎ 今後個人情報ファイル簿の公表ということになるが、町民に対する情報公開という観点から登録簿と比較して情報は増えるものか。
 - 登録簿は町で行う個人情報を取扱う事務すべてに関して作成し、公表してきたが、個人情報ファイル簿は、個人情報保護法において、1,000人以上の個人情報が記録されたデータについて作成、公表するよう規定されている。そういった基準が設けられていることから公表する帳票は減るものと考えている。
- ◎ 改正法では条例で定めるところにより、1,000人以下の個人情報が記録されているデータについても帳票の作成、公表を行っていいという規定になっていたかと思う。本来の情報公開の意味からいうと1,000人以下の個人情報が記録されているデータについても帳票の作成、公表を行ってもいいのではないかと思う。

- ◎ 開示手数料の件について、資料には印刷費用の額が明示されているが、寒川町個人情報保護法施行条例(案)(以下「法施行条例」という。)には規定しないのか。
 - 写しの作成に要する費用の額は、時勢によって変動する部分なので、法施行条例では規定しない。

- ◎ 開示決定等の期限について、改正法で規定されている30日より短い15日を期限として法施行条例に定めているが、現行の寒川町個人情報保護条例(以下「現行条例」という。)で規定されている開示決定期限を維持したいという考えのもとか。
 - 町民の不利益とならないよう、現行条例を踏襲できる部分については踏襲するという考えのもと、開示決定の期限を短くする規定を施行条例に設けた。

- ◎ 寒川町個人情報保護制度運営審議会はなくなるのか。
 - 改正法施行後は、国の機関である個人情報保護委員会において法の解釈や運用が設定され、個人情報保護制度を運用していくことになるので、今まで現行条例の規定に基づき寒川町個人情報保護制度運営審議会に諮問してきたような事例はなくなると考えている。改正法において第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するための専門的な知見に基づく意見を聴くことができると規定しており、その役割を当審査会に充てる予定であるため、お示しした案のおり条例を制定することになれば、寒川町個人情報保護制度運営審議会はなくなることになる。

- ◎ 開示請求等について任意代理人が認められることになると思うが、本人確認の方法等について規則で規定する予定か。

→ 個人情報保護委員会から示されている事務対応ガイドやガイドラインに本人確認の方法等について運用が定められているので、規則では規定しない。事務対応ガイド等に則り適切に対応する。

第3号 その他

特になし。

5. 閉会 長谷川会長

以 上